

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>①提案書のページ数について</p> <p>別紙様式A/Bにて、「本様式はA4版X枚以内とする」との注記がありますが、1枚当たりのページ数は片面1ページのみでしょうか、両面2ページとして、2枚であれば4ページまで記載が可能と考えてもよろしいでしょうか。</p>	<p>1枚当たりのページ数は両面2ページとし、2枚であれば4ページまで記載が可能です。</p>
2	<p>②情報交換会等の概要について</p> <p>業務の骨子 「(2)3 廃棄物発電施設由来エネルギーの地域内利活用促進に向けた情報交換会等の開催」の項目にて、情報交換会等の概要として、参加人数100名程度とありますが、6回の開催を合わせて延べ100名程度と考えてよろしいでしょうか。(1開催当たり15~20名程度の参加を想定)</p>	<p>各回100名程度を想定して提案いただければと思います。</p>
3	<p>③業務の骨子タイトルについて</p> <p>念のためご確認になりますが、業務の骨子の(1)(2)にて類似したタイトルのお見受けしておりますが、こちらの記載で検討を進めてよろしいでしょうか。</p> <p>(1) 廃棄物発電由来エネルギーの地域内利活用促進支援業務(一1-)</p> <p>(2) 廃棄物発電施設由来エネルギーの地域内利活用促進支援(一2-)</p> <p>上記タイトルの場合は、(1)(2)として意識すべき分け方の考え方等ございましたらご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>同じものとして検討いただければと思います。</p>
4	<p>質問事項①</p> <p>「(2) 廃棄物発電施設由来エネルギーの地域内利活用促進支援」において、モデル事業の検討およびFS調査については、「実施する団体と委託契約を結び、各主体の事業実施の支援を行う」との記載がある。</p> <p>本件に関し、「実施する団体・主体」とは、どのような組織(例:自治体、地域新電力、民間事業者等)を想定しているか、ご教示いただきたい。</p> <p>また、モデル事業検討やFS調査について、受託者が主体となって検討・調査を実施(自治体側の費用負担を伴わない形で支援)することも可能との理解でよいか。あるいは、13件それぞれについて、各自治体・地域の検討主体と個別に外注または再委託契約を締結することが前提となるのか、併せてご教示いただきたい。</p>	<p>例に挙げられているような組織が考えられると思いますが、一般廃棄物の統括的な処理責任は市町村等にありますので、市町村等若しくは関係する市町村等と協議等を行った団体・主体を想定しています。</p> <p>そのため、モデル事業検討、FS調査については、原則として各自治体・地域の検討主体と個別に委託契約(外注)することを想定しておりますが、各自治体等と協議の上、受託者が主体となり検討・調査することもあり得ます。</p>
5	<p>質問事項②</p> <p>「(2) 廃棄物発電施設由来エネルギーの地域内利活用促進支援 3) 廃棄物発電施設由来エネルギーの地域内利活用促進に向けた情報交換会等の開催」について、情報交換会を計6回開催し、参加人数は100名程度と記載がある。参加人数100名程度とは、各回あたり100名規模を想定しているのか、あるいは全6回の合計で100名程度の参加を想定しているのか、ご教示いただきたい。</p>	<p>質問NO.2回答のとおりです。</p>
6	<p>(1) 再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合との関係性</p> <p>別添3審査基準及び採点表の注2で、「積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある」とされています。一方、本業務では、モデル事業及びFS調査等の実施の支援を計13件程度行うこととされており、実施する団体とは委託契約を結ぶこととされています。</p> <p>(質問1) 実施する団体との委託契約は、「再委任に係る外注費」に該当しますか?</p> <p>「再委任に係る外注費」に該当する場合は、(ケース1) 実施団体との計13件程度の委託契約額(A)が見積価格(B)の1/2以上の場合、(ケース2) A及びA以外の外注費がBの1/2以上の場合について、それぞれ不適切となりますか? ただし、ケース2においては、BからAを除いた額(B-A)に対するA以外の外注費は1/2を下回るものとします。</p> <p>「再委任に係る外注費」に該当しない場合は、実施する団体との委託契約は、本委託業務経費の算出において、どのような費目に該当するのでしょうか?</p>	<p>実施する団体との委託契約は、「再委任に係る外注費」に該当します。</p> <p>再委任の金額の合計が、直接費及び間接費の合計額の2分の1を超える場合は原則不可ですが、その理由の妥当性について契約の目的、内容等から個別に判断して、特に認める場合もありますので、再委任の合計額が1/2以上となる場合の適否については、統一的な回答はできません。</p>

質問回答

NO.	質問	回答
7	<p>(2) モデル事業及びFS調査等の計13件程度の実施団体と受託者等との関係について</p> <p>※ 以下の全ての質問は、モデル事業及びFS調査等（以下「モデル事業等」という。）が事業評価委員会で審査・選定された後の実施に関する質問であり、当該モデル事業等の実施団体を予断しようとする趣旨ではありません。</p> <p>(質問2) 本業務の受託者が、13件程度のうち一部について実施団体となり、本業務の経費でモデル事業等を実施することは認められますか？（この場合は、受託者と実施団体が同一となるため「委託契約」を結ぶことは困難ではないかと考えられます。）</p> <p>(質問3) 本業務の受託者の関係会社（受託者の子会社又は親会社若しくは受託者と親会社・持株会社が共通する会社）が、13件程度のうち一部について実施団体となり、受託者と委託契約を結んでモデル事業等を実施することは認められますか？認められる場合に本委託業務の経費算出において関係会社以外の団体と特段の相違点はありますか？</p> <p>(質問4) 質問3が認められない場合、受託者ではなく共同実施者が業務(2) 廃棄物発電施設由来エネルギーの地域内利活用促進支援及び業務(3) 廃棄物発電施設由来エネルギーの地域内利活用促進に向けた有識者委員会の開催を担当する場合には、本業務の受託者の関係会社が、13件程度のうち一部について実施団体となり、共同実施者と委託契約を結んでモデル事業等を実施することは認められるでしょうか？</p> <p>(質問5) 本業務の共同実施者又は再委託先（外注先）が、業務(2) 廃棄物発電施設由来エネルギーの地域内利活用促進支援及び業務(3) 廃棄物発電施設由来エネルギーの地域内利活用促進に向けた有識者委員会の開催のいずれも担当しない場合において、当該共同実施者又は再委託先（外注先）が13件程度のうち一部について実施団体となり、本業務の経費でモデル事業等を実施することはできますか？（この場合は、受託者と実施団体は別団体となるため「委託契約」を結ぶことは可能ではないかと考えられます。）</p>	<p>(質問2) 受託者が市町村等と協議の上、受託者が主体となり検討することもあり得ます。</p> <p>(質問3) 関係会社が実施団体となることも認められます。経費の考え方については関係会社以外の団体と特段の相違点はありません。</p> <p>(質問4) 上記の回答のとおりです。</p> <p>(質問5) 御指摘の条件で、当該共同実施者又は再委託先（外注先）が実施団体の一部になることは可能です。</p>